

市町村コード	082023	
茨城県		
日立市	法人市民税領収証書 (公)	
口座番号	加入者名	
00150-5-960126	茨城県日立市会計管理者	
所在地及び法人名		
年度	※処理事項	法人番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決その() 間定定正正定他
法人税割額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	02	
延滞金	03	
督促手数料	04	
合計額	05	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)		
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。		
※この領収書は、7年間保存してください。		

市町村コード	082023	
茨城県		
日立市	法人市民税納付書 (公)	
口座番号	加入者名	
00150-5-960126	茨城県日立市会計管理者	
所在地及び法人名		
年度	※処理事項	法人番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決その() 間定定正正定他
法人税割額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	02	
延滞金	03	
督促手数料	04	
合計額	05	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
日 計		口 付 円 付 印
上記のとおり納付します。(金融機関保管)		

市町村コード	082023	
茨城県		
日立市	法人市民税領収済通知書 (公)	
口座番号	加入者名	
00150-5-960126	茨城県日立市会計管理者	
所在地及び法人名		
年度	※処理事項	法人番号
事業年度	申告区分	
から	まで	中予確修更決その() 間定定正正定他
法人税割額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	02	
延滞金	03	
督促手数料	04	
合計額	05	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
指定金融機関名 (取りまとめ店)	(株)常陽銀行 日立支店	
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (郵便番号330-9794)	
上記のとおり通知します。(日立市保管)		

※この納付書をご利用される場合は、A4版で印刷し、----- の線に沿って切り取っていただき、3枚ともご記入の上、3枚1組の形で金融機関等へご提出してください。

法人市民税納付書 ご利用の手引き

1. 納付書の記入方法

- ① 所在地及び法人名
法人の本店又は主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載してください。
- ② 年度
申告納付する月の属する年度を記入してください。
- ③ 法人番号
日立市における法人番号(7桁)を記入してください。法人番号は、当市から申告書が送付されている場合は、申告書の右上箇所を参照してください。
ご不明な場合は、市民税課諸税係(電話:0294-22-3111内線238)までお問い合わせください。
- ④ 事業年度
事業年度開始年月日と事業年度終了年月日を記入してください。
- ⑤ 申告区分
該当するものを選んでください。
- ⑥ 法人税割額「01」
中間申告・確定申告・修正申告の場合は第20号様式の⑬欄の金額、予定申告の場合は第20号の3様式の④欄の金額を記入してください。
- ⑦ 均等割額「02」
中間申告・確定申告・修正申告の場合は第20号様式の⑰欄の金額、予定申告の場合は第20号の3様式の⑥欄の金額を記入してください。
- ⑧ 延滞金「03」
納期限後に納付される場合(修正申告により増加した税額を納付する場合も含まれます。)は、納期限からの期間の日数に応じて延滞金がかかりますので、次に掲げる計算方法により算出した延滞金額を記入してください。

延滞金の額は、中間・確定申告等の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に7.3%を上限として4%を加算した割合。)の割合で計算した金額です。

※ 督促状を発した場合、発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金・延滞金を納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。

※ 延滞金、督促状に関することは、納税課収納係(電話:0294-22-3111内線738)までお問い合わせください。
- ⑨ 合計額「05」
「01」から「03」の合計額を記入してください。

2. 納付書をご利用になる際の注意点

- ① この納付書をご利用される場合は、A4版の用紙で印刷してください。
納付書の外周の点線部に沿って切り取ってください。
3枚ともご記入の上、3枚1組の形で金融機関等へご提出ください。
- ② 納付の日から数日以内に納税証明書が必要となる場合は、納税課収納係(電話:0294-22-3111内線738)までお問い合わせください。
- ③ 領収証書は7年間大切に保存してください。

3. 納付場所

金融機関名	支店等名
常陽銀行	本店、各支店、各出張所、各代理店
筑波銀行	日立市内各支店・ひたちなか市内各支店・水戸市内各支店・磯原支店・高萩支店・太田支店・太田西支店・東海支店・那珂支店・菅谷支店
東日本銀行	水戸支店・日立支店・ひたちなか支店・太田支店
東邦銀行	水戸支店・日立支店
みずほ銀行	本店及び日本国内の各支店
茨城県信用組合	本店・水戸市内各支店・日立市内各支店・ひたちなか市内各支店・大津支店・東海支店・那珂支店・高萩支店・菅谷支店
水戸信用金庫	本店・水戸市内各支店・日立市内各支店・ひたちなか市内各支店・太田支店・磯原支店・高萩支店・東海支店・菅谷支店
茨城ひたち農業協同組合	本店・各支店
日立市多賀農業協同組合	本店・水木支店
中央労働金庫	水戸市内各支店・日立市内各支店・ひたちなか市内各支店・常陸太田支店・磯原支店
ゆうちょ銀行・郵便局	茨城県・千葉県・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・東京都・山梨県内

上記以外の金融機関・支店等でも納付できますが、手数料のかかる場合があります。

また、日立市役所本庁・各支所の市税取扱窓口でも納付できます。